

事業主向け

# 季節労働者の 通年雇用に向けて

〔令和7年度 事業案内〕  
2025.4 ▶ 2026.3



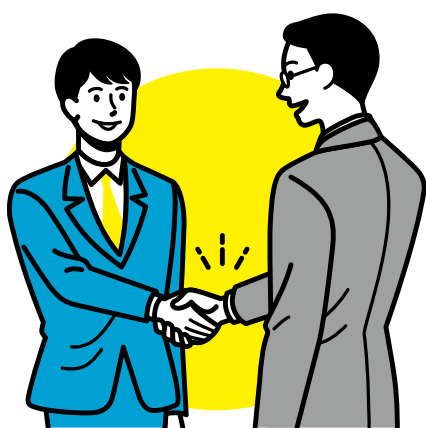
北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

# 事業主の方に向けた取り組み

4月▶3月

## 1 事業所への情報提供

事業所への個別訪問による求人開拓を実施するとともに、通年雇用促進事業の内容紹介や国の助成制度に関する情報を提供します。



11月

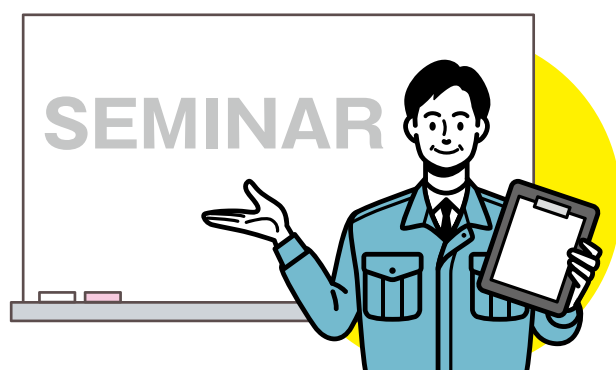
## 2 ビジネス マッチングイベント

道外の企業を北見市に招き、イベント開催を通じて、地元の事業所と「事業連携」を図る機会を提供します。

11月

## 3 通年雇用支援セミナー

専門分野の講師を招き、通年雇用化に向けた企業の経営強化や、人材育成を目的としたセミナーを開催いたします。



12月▶3月

## 4 短期・臨時就労支援

協議会へ登録した季節労働者の方へ求人情報を提供するため、冬期間の離職中に一時的な雇用を確保することを目的として、季節労働者の雇用に理解・協力いただける企業を募ります。



# 事業主向け助成金のご案内

## 通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が高い地域の事業主が、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成されます。

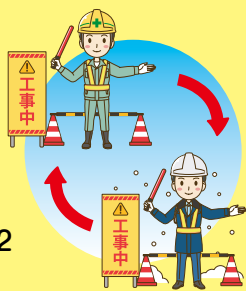
### 【指定業種に属する事業主】

#### 1 事業所内就業

季節労働者を冬期間も継続して、同一の事業所で就業させた場合

##### 【賃金助成】

支払った賃金の2/3(第1回目[上限額71万円]) 支払った賃金の1/2(第2～3回目[上限額54万円])

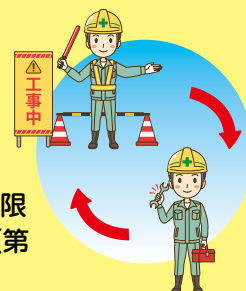


#### 2 事業所外就業

季節労働者を他の事業所で就業させ、冬期間も継続雇用した場合

##### 【賃金助成】

支払った賃金の2/3(第1回目[上限額71万円]) 支払った賃金の1/2(第2～3回目[上限額54万円])



#### 3 休業助成

季節労働者を冬期も継続して雇用し、期間中一時的に休業させた場合

##### 【賃金助成】

休業手当と賃金の1/2(第1回目[上限額 新規継続71万円/継続・再継続54万円]) 1/3(第2回目[上限額54万円])



#### 4 業務転換

季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用した場合

##### 【賃金助成】

支払った賃金の1/3[上限額71万円]



#### 5 職業訓練

冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合

##### 【賃金助成】

支給対象経費の1/2(季節的業務)[上限額3万円] 2/3(季節的業務以外)[上限額4万円]



#### 6 新分野進出

季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所設置、整備した場合

##### 【賃金助成】

支給対象経費の1/10が1年ごとに3回[上限額500万円]



### 指定業種

- 1 建設業
- 2 林業
- 3 採石業及び砂・砂利または玉石の採取業
- 4 水産食料品製造業
- 5 野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業
- 6 一般製材業
- 7 セメント製品製造業
- 8 特定貨物自動車運送業

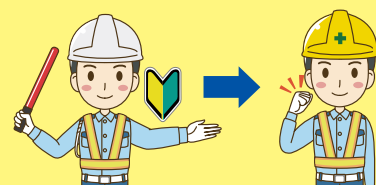
- 9 建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)の製造業
- 10 建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」  
「建具製造業」「鉄骨製造業」「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」  
「金属製サッシ・ドア製造業」「鉄骨系プレハブ住宅製造業」  
「建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」  
「畳製造業」
- 11 農業(畜産農業及び畜産サービス業を除く)

### 【指定業種以外に属する事業主】

#### 7 季節トライアル雇用

季節労働者を試行(トライアル)雇用終了後、引き続き、常用雇用として雇い入れた場合

【賃金助成】 支払った賃金の1/2から「トライアル雇用助成金」の額を減額した額 [上限額71万円]



# トライアル雇用助成金

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3ヵ月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用※1への移行をきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。事前にトライアル雇用求人（ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※2）に提出し、これらの紹介により、対象労働者を原則3ヵ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成金を受けることができます。

※1 期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じであるもの

※2 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取り扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

## 一般トライアルコース

【次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります】

ア 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方

イ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方（※）

※パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

ウ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※）に就いていない期間が1年を超えている方

※期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

エ 60歳未満の方で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている方

オ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する方（※）

※生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者（出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者）

《支給額》 対象者1人当たり 月額最大4万円（最長3か月） 【対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合は月額5万円】

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません

- ・安定した職業に就いている方
- ・自ら事業を営んでいる方または役員に就いている方で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の方
- ・学校に在籍中で卒業していない方（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない方は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の方

## 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）や女性※を一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給決定を受けた中小建設事業主に対して助成

※建設工事現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する方、又は施工管理を行う方（設計、測量、経理、営業などに従事する方は対象外）

《支給額》 対象者1人当たり 月額最大4万円（最長3か月）

上記の各種助成金は、対象となる事業主等に要件があり、事前の手続きが必要となります。詳しくはハローワークの担当窓口にお問い合わせください。

## 各種助成金のお問い合わせ

北見市（常呂町を除く）・訓子府町・置戸町の事業主の方

常呂自治区の事業主の方

**ハローワーク北見**（北見公共職業安定所）

**ハローワーク網走**（網走公共職業安定所）

〒090-0018 北見市青葉町6-8  
TEL(0157)23-6251

〒093-8609 網走市大曲1丁目1-3  
TEL(0152)44-6287

# ビジネスマッチングイベントとは？

北海道では、冬期間の積雪の影響により、多くの企業が雇用や事業の継続についてさまざまな制約を受けています。

本イベントでは人材が不足している道外企業と地元企業による商談の場を提供することで、従業員の一時的な出向による雇用の継続、業務請負契約など、経営基盤の強化に向けた企業の取り組みをサポートしています。



## 冬期間の業務量確保、雇用の継続に向けた 道外企業との新規提携にご活用ください

### 募集対象

#### ■ 建設業

(土木・型枠・とび・土工・大工・鉄筋・板金・塗装)

#### ■ 林業

#### ■ 製造業

#### ■ その他



※ 事前に道外企業の業務情報を提供し、商談希望を確認します。

※ 「建設業法」等関係法令を遵守した相談・契約としてください。

※ 本イベントは、商談成立を確約するものではありません。

### 在籍出向について 地元企業からの商談希望条件（予定）

① 道外企業が地元企業に支払う人員1人あたりの賃金の目安（実績例：商談交渉可）

業種	金額（日額）
土木作業員	18,000円
林業作業員	16,000円
製造業	12,000円

② 旅費は道外企業が往復分の実費を支給すること

③ 宿泊施設は道外企業が用意すること（宿泊費を明示）

④ 出向する従業員の引き抜きは厳禁とする

⑤ 円滑に業務を進めるため、契約書は必ず交わすこと



# 北見地域季節労働者 通年雇用促進協議会

北見地域は人口約12万人で農林水産業等の一次産業を基軸としております。その中で建設業を中心に、約1,600人の労働者が季節的に循環雇用を繰り返す労働環境を強いられており、季節労働者の通年雇用化の促進は地域の重要な課題となっています。北見地域季節労働者通年雇用促進協議会は、北見市・訓子府町・置戸町内の季節労働者対策に関わりのある団体などから構成されており、季節労働者の通年雇用化を図っていくことを目的としています。

## 構成団体

R7.4.1 現在

- 北見市
- 北海道中小企業家同友会オホーツク支部
- 北見地方建設事業協同組合
- 端野町建設業協会
- 留辺蘂商工会議所
- 訓子府町
- 置戸町
- 北見商工会議所
- 北見建設業協会
- 連合北海道網走地域協議会
- きたみ市商工会
- 常呂町建設業協会
- 留辺蘂建設業協会
- 訓子府町商工会
- 置戸町商工会
- 北海道オホーツク総合振興局

ご相談・お問い合わせ

## 北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

Tel/Fax **(0157)25-1248** 平日8:45~17:30  
※土日祝、12/29~1/3を除く

〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル5階

【URL】 <https://kitami-tunenkoyo.jp/>

【Mail】 [kitami-tunenkoyo@drive.ocn.ne.jp](mailto:kitami-tunenkoyo@drive.ocn.ne.jp)

